

議第 3 号 和解について（不当利得返還請求事件）

1 訴訟に至るまでの経緯

- ・ 令和 4 年 9 月 20 日、黒瀬橋下部に置かれた私物に関する立ち合いに伴い、本市所有地である沼津市大岡字日吉町 1556 番 19 及び 20（以下「本件各土地」という。）が、和解の相手方の貸し駐車場として無断使用されていたことが判明した。
- ・ 同年 12 月 15 日、本市は相手方の求めに応じ、駐車料収入等の返還にかかる本市の考え方を通知し、以後、交渉の機会を求め、催促を繰り返してきたが、令和 5 年 7 月 27 日付けで、相手方から支払わない旨の回答があった。
- ・ 本市は、地裁沼津支部に対し本件に係る訴えを提起するため、同年 9 月市議会定例会に議案を提出。議案は、同年 10 月 16 日に議決。

2 裁判の経緯

- ・ 令和 5 年 11 月 28 日(火) 訴状を提出 ※ 1
- ・ 令和 6 年 2 月 14 日(水) 第 1 回口頭弁論期日 (被)答弁書提出
- ・ 令和 6 年 4 月 17 日(水) 第 2 回口頭弁論期日 (被)反訴状提出 ※ 2
- ・ 令和 6 年 4 月 26 日(金) 本件各土地に係る処分禁止の仮処分決定
- ・ 令和 6 年 6 月 26 日(水)～令和 7 年 3 月 25 日(火)
第 3 回～第 6 回口頭弁論期日
- ・ 令和 7 年 5 月 21 日(水) 第 7 回口頭弁論期日 証人尋問。結審
- ・ 令和 7 年 7 月 4 日(金)～令和 7 年 10 月 22 日(水)
第 1 回～第 3 回和解期日
- ・ 令和 7 年 12 月 11 日(木) 第 4 回和解期日 条件付和解条項案応諾

※ 1 本市の請求要旨（不当利得返還請求事件）

相手方は本市に対し、金 204 万 4,812 円と以降の遅延損害金を払え。

※ 2 相手方の請求要旨（土地所有権移転登記手続反訴請求事件）

沼津市は本件各土地について、亡父に対する平成 6 年 5 月 30 日売買若しくは亡母に対する平成 6 年 5 月 30 日時効取得を原因とする所有権移転登記をせよ。沼津市は相手方に対し、文書管理と不当提訴に対する損害賠償金及び遅延損害金 329 万 1,883 円と以降の遅延損害金を払え。

3 裁判の主な争点

- ・ 本件各土地の払下げの有無
- ・ 本件各土地の時効取得の可否
- ・ 不当利得の要件である本市の損失の有無

4 本市が条件付き和解をする理由

- ・ 裁判所から示された和解条項案は、本市の主張が認められた内容である。
- ・ 今後も訴訟を続けた場合にかかる費用を削減できる。
- ・ 裁判所の仲介のもと、本訴訟の原因となった本件各土地を同時に売り払うことで、土地問題の根本的な解決を図ることができる。

5 和解議案の要旨

- ・ 第1号：相手方は、沼津市が本件各土地の所有者と認める。
- ・ 第2号：相手方は沼津市に、不当利得返還請求事件の解決金として71万円を支払う。
- ・ 第4号：沼津市は相手方に、本件各土地を182万円で払い下げる。

6 今後の予定

- ・ 2月24日(火) 本会議 (R7 議案採決)
- ・ 3月13日(金) 和解締結
- ・ 3月31日(火)まで 相手方が、不当利得返還請求事件の解決金71万円を支払う。
- ・ 6月30日(火)まで 相手方が、本件各土地の代金182万円を支払う。
本市が、本件各土地の所有権移転登記手続を行う。